

令和4年3月1日  
みえなか農業協同組合

## 特殊詐欺被害の未然防止に向けたＡＴＭ取引制限の実施について

現在、三重県内において、普段ＡＴＭを利用されないご高齢の方を中心に特殊詐欺被害が増加しており、三重県警察から県内金融機関に対して、ご高齢の方に対するＡＴＭ取引制限などの被害防止対策を講じるよう強く要請されております。このような状況の中、当ＪＡにおいても、お客様の大切な貯金をお守りし、安心して当ＪＡをご利用いただくため、以下の通りＡＴＭの取引制限を実施することとなりましたので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ■実施内容

#### 1. 対象になる方

70歳以上で過去1年以上ＡＴＭでのお取引がない、当座性口座残高が10万円以上の方

※取引制限は口座単位になります。

#### 2. 制限内容

ＡＴＭでの出金・振替・振込取引におけるご利用限度額を「0円」といたします。

※県外ＪＡのＡＴＭ・他行ＡＴＭ・コンビニＡＴＭでのお取引を含みます。また、お取引にはキャッシュカード・通帳のいずれも含みます。

#### 3. 制限開始日

令和4年4月21日（木）

※ご利用限度額の引き上げを希望される場合は、制限開始日以降にお取引店舗へお問い合わせください。

以上

本件に関するお問合せ先  
みえなか農業協同組合 金融部貯金為替課  
受付時間 : 8:30~17:00  
電話番号 : 0598-28-8808